

令和6年10月3日

株式会社アルト
代表取締役 坂下明義 様

岐阜県環境生活部環境管理課長

岐阜県環境影響評価審査会の審査審議について

令和6年9月24日に貴社から依頼のあったことについて、下記のとおり回答いたします。

記

1 審査会の調査審議について

岐阜県環境影響評価条例（以下「条例」という。）では、知事は環境の保全の見地からの意見を記載した書面を作成するときは、必要に応じて岐阜県環境影響評価審査会の意見を聴くものとされています。

第1回審査会における委員からの質疑・意見は、審査会が知事への意見を形成するにあたり、各委員が本件事業について理解し、議論するために必要な質疑・意見を述べられたものと考えております。

2 「関係地域」の範囲について

第1回審査会においては、本件事業における「関係地域の範囲」の妥当性について意見をいただくため、審議いただきたい事項として資料6の（7）に記載したものです。

なお、「岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例」に基づく周知地域については、審議いただくにあたっての参考事例として例示しているものです。